

---

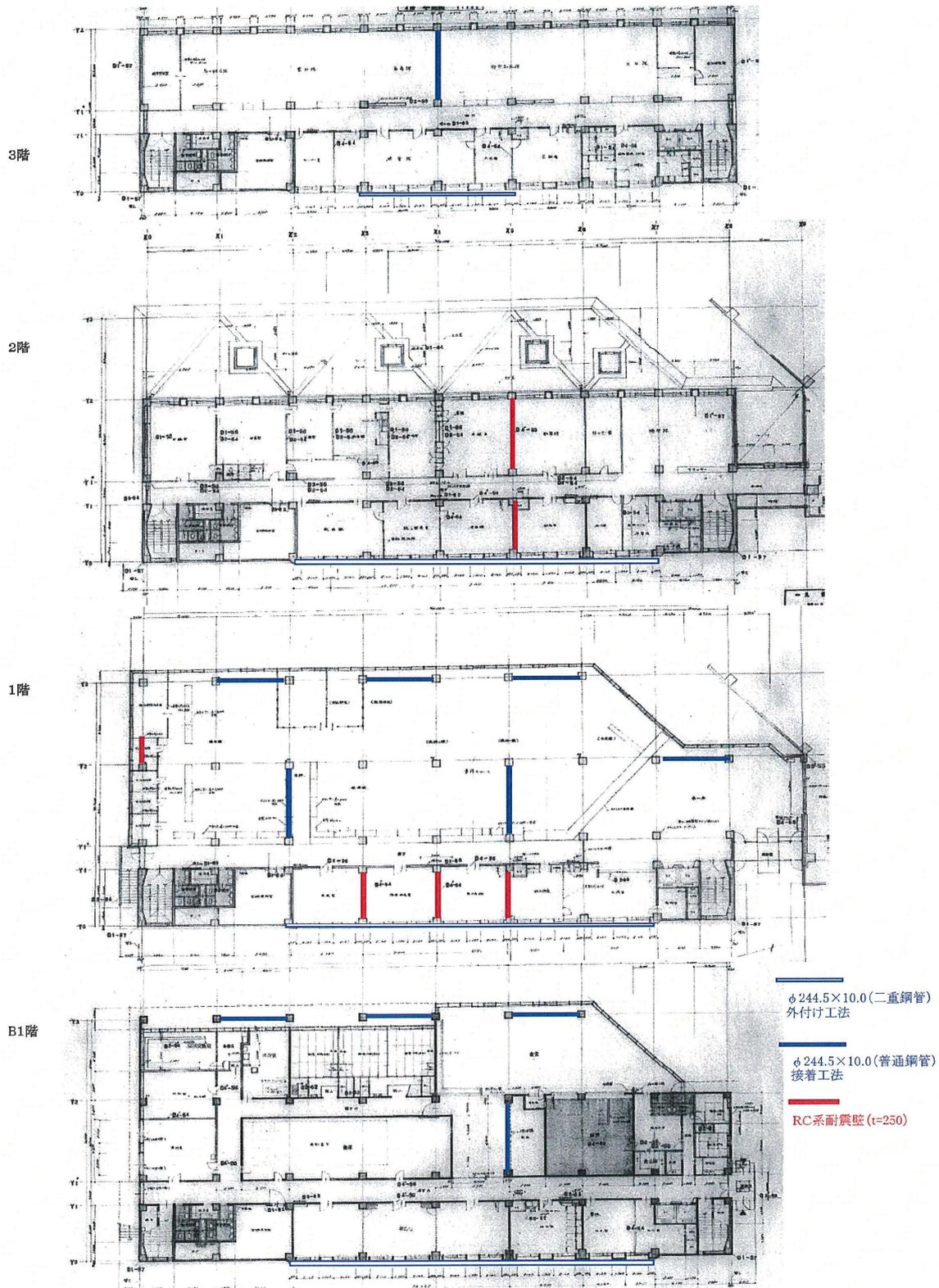
## 参 考 资 料

---

資料：平成 23 年度耐震診断結果

< 事務棟 鉄骨ブレース及び RC 耐震壁位置図 >

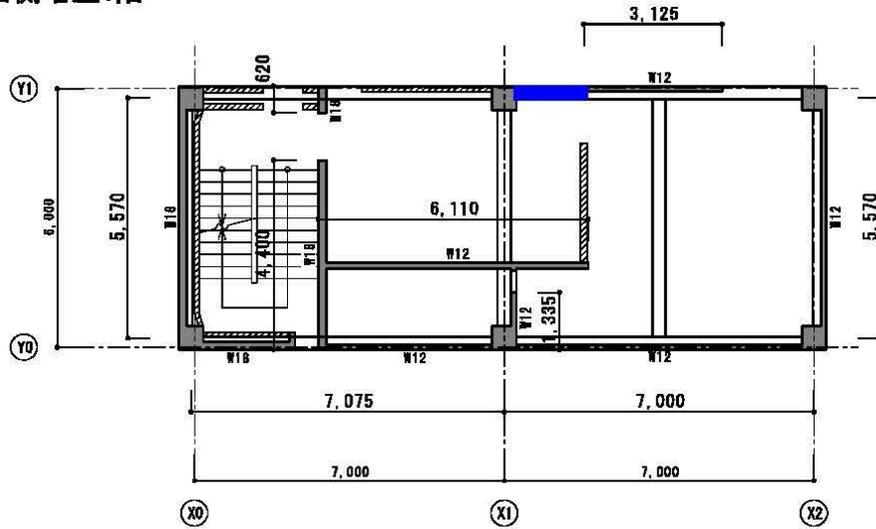
外付けKTブレースを主とした案(I=1.25)



< 事務棟塔屋 鉄骨ブレース及びRC耐震壁位置図 >

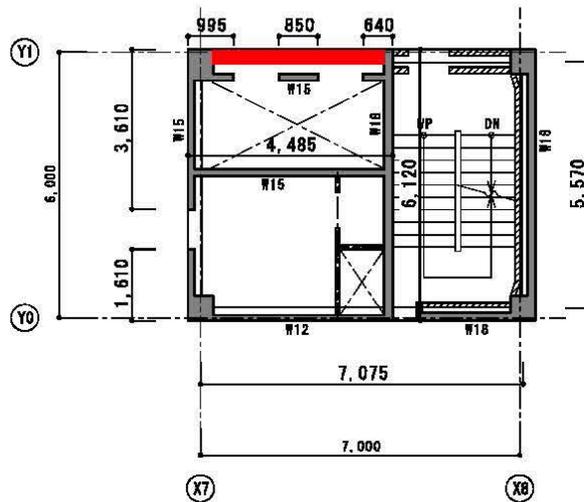
補強位置図 U=1.25時

西側塔屋1階



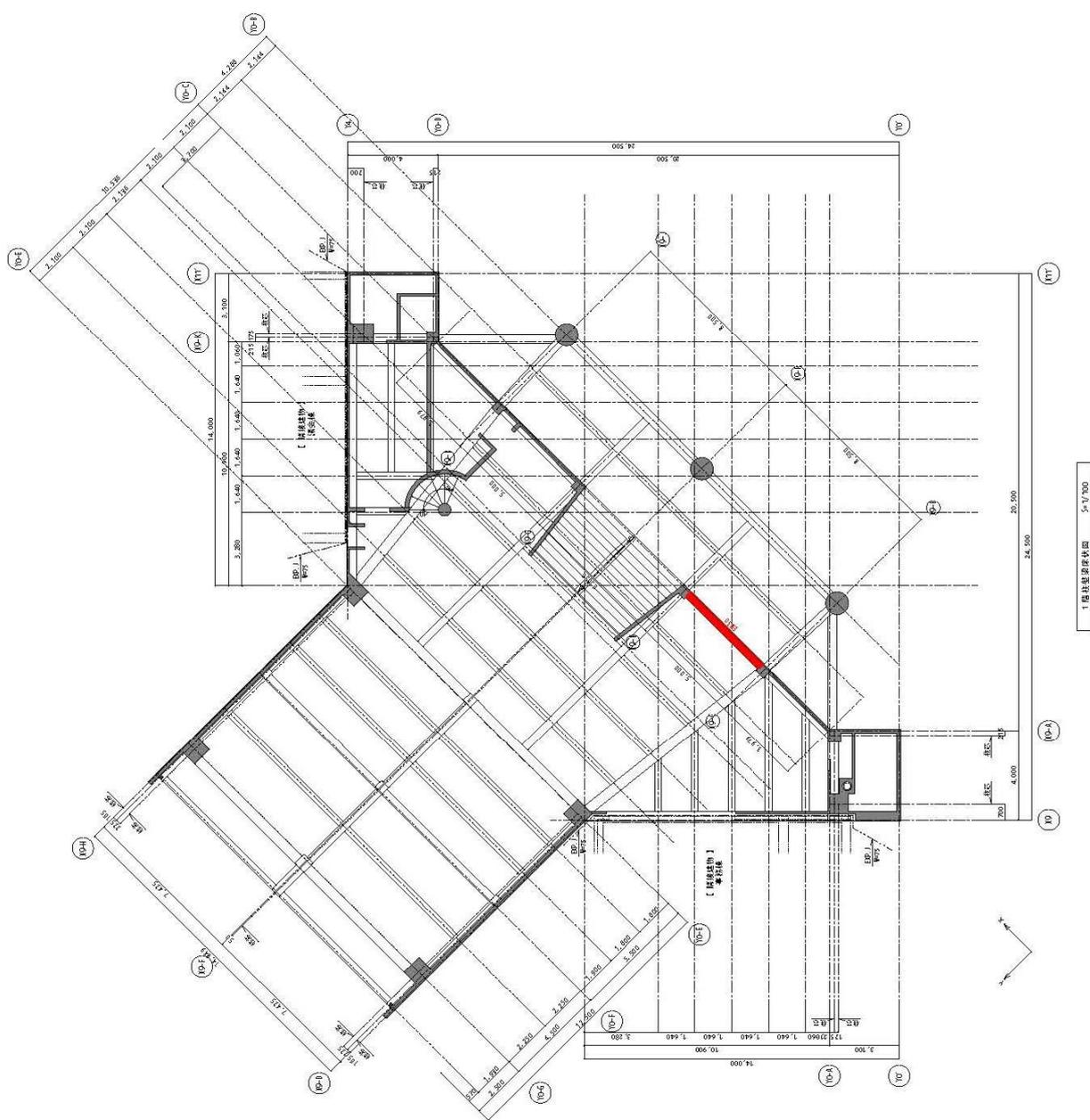
■■■■ 開口閉塞を示す

東側塔屋1階



■■■■ RC耐震壁を示す

< 市民ホール棟 1F 鉄骨ブレース及びRC耐震壁位置図 >





千歳市本庁舎耐震改修及び第2庁舎建設検討委員会設置要綱

平成26年4月21日市長決裁

(設置)

第1条 千歳市本庁舎の耐震改修及び第2庁舎の建設(以下「庁舎建設等」という。)に関し必要な事項を調査検討するため、千歳市本庁舎耐震改修及び第2庁舎建設検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 庁舎建設等の構想並びに基本方針及び基本計画の策定に関すること。
- (2) 庁舎の有効活用並びに市民等の利便性の確保及び向上に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、庁舎建設等に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、別表1に掲げる職員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長をもって充て、副委員長には総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 第2条に規定する事項の調査、研究、調整等を行うため、委員会に作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、委員長が指名した別表2に掲げる職員をもって組織する。
- 3 作業部会は、検討経過等について、委員会へ報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会及び作業部会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月21日から施行する。

別表1（第3条関係）

所 属	職 名
	副市長
企画部	部長
総務部	部長
市民環境部	部長
保健福祉部	部長
産業振興部	部長
観光スポーツ部	部長
建設部	部長
教育部	部長

別表2（第5条関係）

所 属	職 名
企画部	企画課長 空港・基地課長 参事 企画調整係長
総務部	次長（総務・財務担当） 次長（組織・人事担当） 総務課長 財政課長 行政管理課長 総務係長 財政係長 行政経営係長
市民環境部	市民生活課長
保健福祉部	福祉課長
産業振興部	商業労働課長
観光スポーツ部	交流推進課長
建設部	道路管理課長 事業庶務課長 建築課長 事業庶務係長 建築係長
会計室	会計課長
選挙管理員会事務局	選挙課長
監査事務局	監査課長
農業委員会事務局	管理課長
教育部	企画総務課長 総務係長

---

千歳市本庁舎耐震改修工事及び第2庁舎建設工事

基本構想

平成27年9月

発行 千歳市総務部総務課、行政管理課、

建設部事業庶務課、建築課

電話 (0123) - 24 - 0109 (総務部総務課)

---